

盛土規制法説明会

(正式名称：「宅地造成及び特定盛土等規制法」)

目 次

1. 盛土規制法の背景・必要性
2. 盛土規制法の要点
3. 規制対象となる盛土等について
4. 施工中の工事(既着手工事)の届出について

※盛土規制法に基づく規制区域を、**長崎県全域に指定し、許可等の運用を令和7年5月23日から開始します。**

長崎県 土木部 盛土対策室

1. 盛土規制法の背景・必要性

★ 重要なポイント

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**（R5.5.26施行）

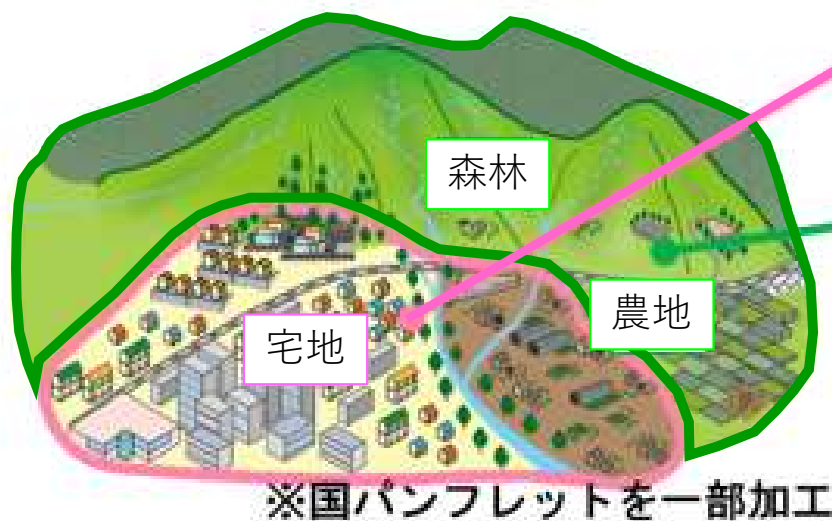
※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”

※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

2.盛土規制法の要点 ①スキマのない規制

■規制区域のイメージ



宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

基本的な方針（農林水産省・国土交通省告示第5号）

盛土等に伴う災害から人命を守るため、
リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

【長崎県の規制区域】

盛土等に伴う災害から人命を守るため、国が示した基本的な方針及び基礎調査実施要領(規制区域指定編)に基づき、規制区域の検討を進めてきました。

★ その結果、**県内全ての地域を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」として指定します。**

2.盛土規制法の要点 ②盛土等の安全性の確保

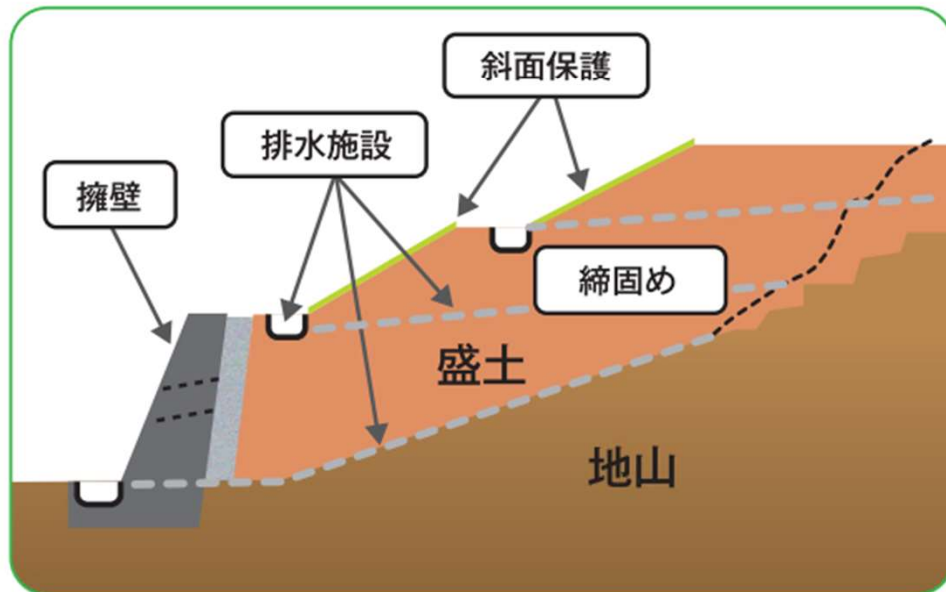
盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させる必要があります。

< 盛土・切土 >

土地の形質の変更

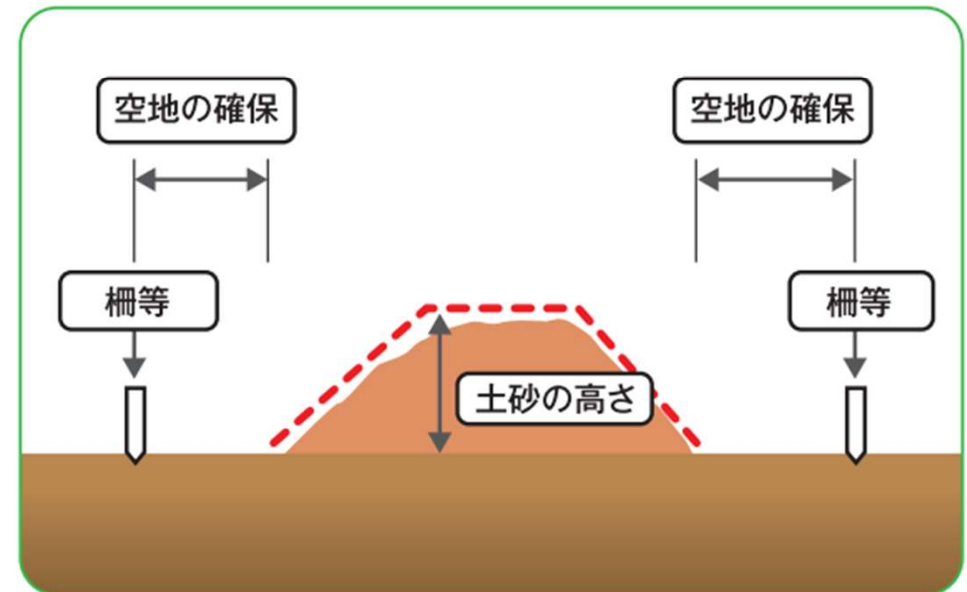
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

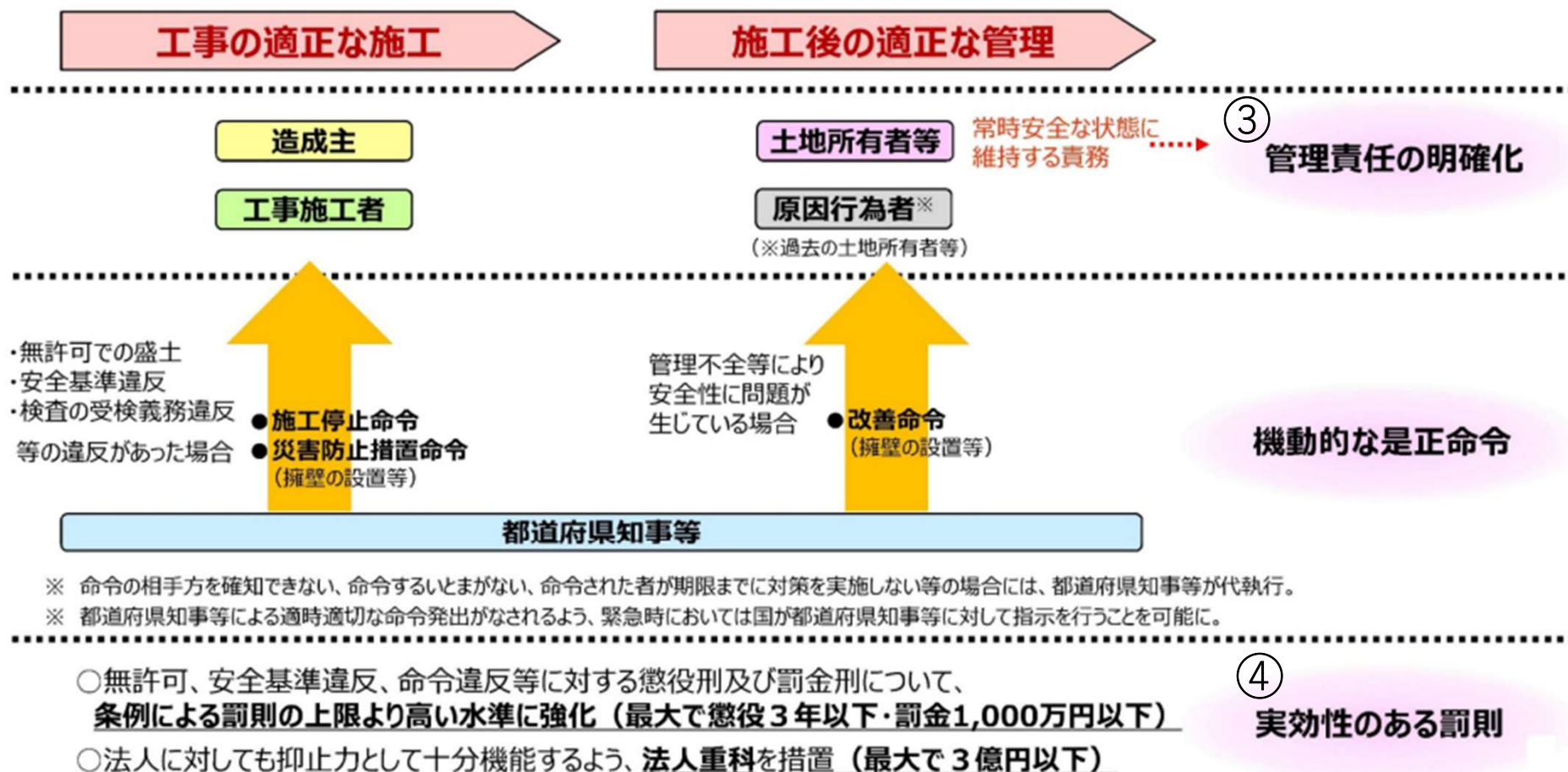
一時的な土石の堆積

- ・土砂が流れないように地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等

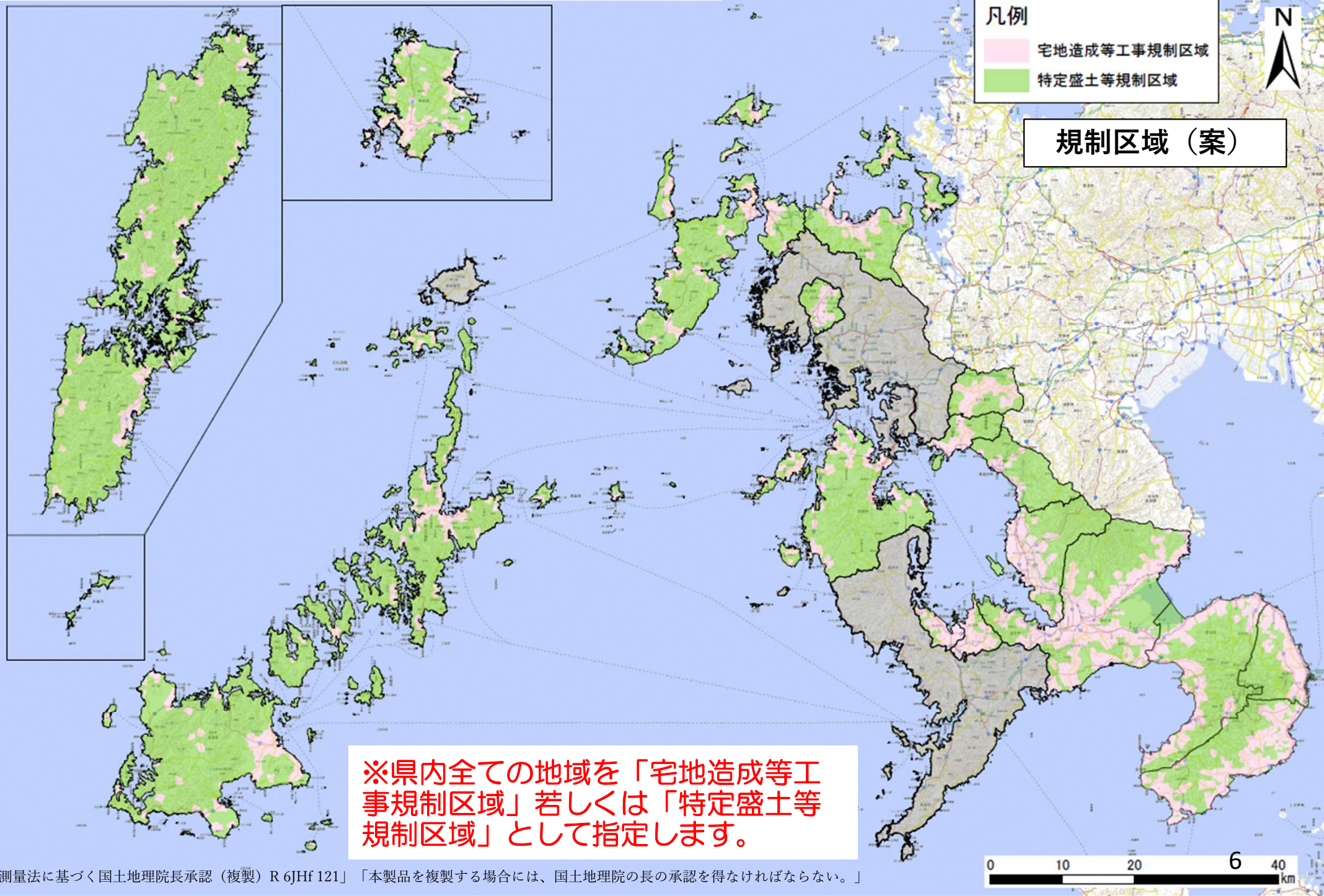


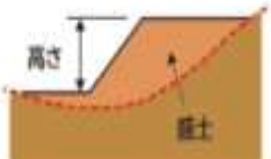
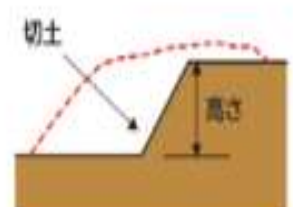
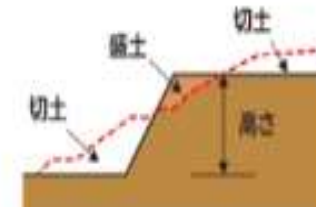
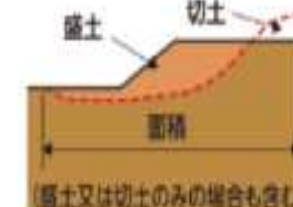
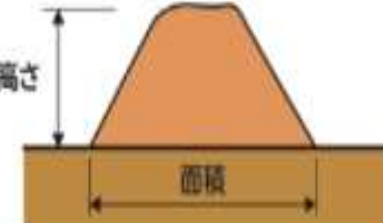
2. 盛土規制法の要点(③責任の所在の明確化、④実効性のある罰則の措置)

管理責任	○盛土等が行われた土地について、 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務 を有することを明確化 ※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
監督処分	○災害防止のため必要なときは、 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令 ※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
罰則	○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化



3. 規制対象となる盛土等について



		宅地造成等工事規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において許可対象	特定盛土等規制区域において届出対象
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
					
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 2m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 500㎡超 となるもの		
					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

土地の形質の変更の例



一時的な土石の堆積の例



【許可及び届出を要しない工事】

- ・ 公共施設用地（道路、公園、河川、砂防設備、地方公共団体が管理する学校、緑地他
- ・ 災害の発生のおそれがないと認められる工事等（他法令で担保される工事等）
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。【調整中】

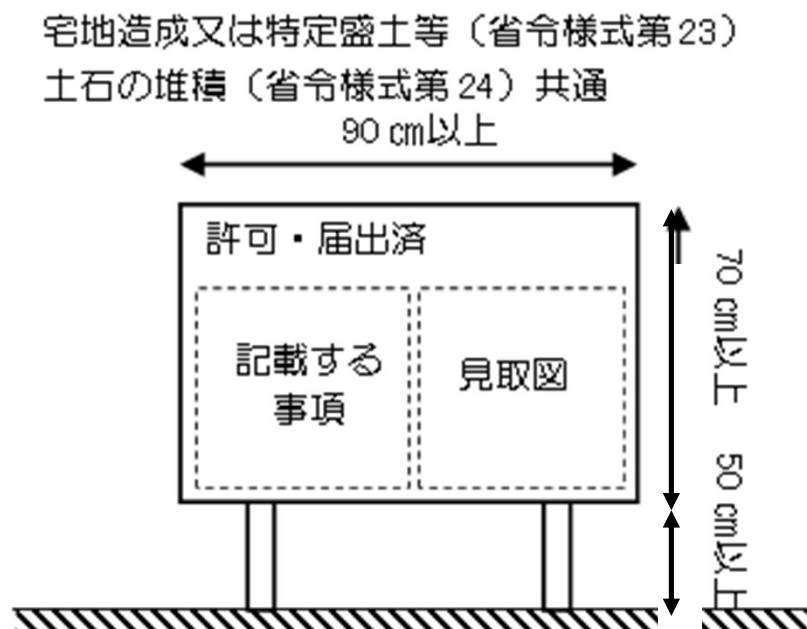
盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模

許可に係るもの

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	同 左	許可対象 すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 (①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象 すべて

【標識の掲示(法第49条)と公表】

★ ○許可を受けた工事主又は届出(法27条1項)をした工事主は、土地の見やすい場所に、氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲げなければなりません。



記載する事項（省令第87条）

- ①工事主の氏名等
- ②許可年月日・許可番号（届出年月日）
- ③工事施行者の氏名等
- ④現場管理者の氏名等
- ⑤盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
- ⑥盛土・切土、土石の堆積の面積
- ⑦盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量
- ⑧着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑨工事関係者の連絡先
- ⑩県の担当部局名称及び連絡先
- ⑪土地の区域の見取図

標識の掲示が必要となるものは、宅地造成等工事規制区域若しくは特定盛土等規制区域で許可を受けた工事又は特定盛土等規制区域で届出された工事(許可未満の工事)です。

○上記の許可・届出された土地又は既着手の届出工事(法21条、40条)については、許可権者(県他)が工事主、土地の所在地、土地の位置及び盛土等の内容(上記の②、③、⑤、⑥、⑦、⑧など)をインターネット等により公表することになります。

4. 施工中の工事（既着手工事）の届出について

規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱い

規制区域の指定時に、現に規制区域内で行われている規制対象工事（一定規模以上の盛土・切土・土石の堆積）の工事主は、区域指定から21日以内に、都道府県等（※）に工事内容等を届出する必要がある。

※指定都市・中核市の区域は指定都市・中核市（長崎市・佐世保市）

■手続きのイメージ



■届出すべき内容

- ・届出書（指定様式）
- ・図面（位置図、地形図、土地の平面図）
- ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真 等

■届出が必要となる工事の規模

以下のいずれかに該当する場合

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

- ①盛土で高さ1m超の崖、②切土で高さ2m超の崖、
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）、
- ④盛土で高さ2m超（①、③を除く）、
- ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）

<土石の堆積>

- ①最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超、
- ②最大時の堆積の面積500㎡超

○最後に

盛土規制法に基づく規制区域を、**長崎県全域に指定し、許可等の運用を令和7年5月23日から開始します。**

盛土規制法に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。（令和6年度）

- ◆長崎市の区域・・・・・・・・長崎市 建築指導課 095-829-1176
- ◆佐世保市の区域・・・・・・・・佐世保市 建築指導課 0956-24-1111 （2848）
- ◆その他の市町の区域・・・・・・・・長崎県 土木部 盛土対策室
095-894-3133

《県盛土対策室HP》
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/morido/>

